

視察報告書

報告者氏名：山本 けんじゅ

委員会名：都市整備常任委員会

期 間：2023年10月16日～18日

視察都市等及び視察項目：

【墨田区】隅田公園における公共空間利活用促進について

北十間川・隅田公園観光回遊路整備事業の一つとして「水と緑のサードプレイス、人が集い、つながり、文化を育む場」をテーマとしており、平成30年度より隅田公園の日本庭園以南において第1期再整備を行う。舗装広場・芝生広場等の憩いの場所の整備のほか、イベント支援設備の整備と占用許可における行為の制限を緩和した。令和4年度から第2期再整備を進め、再整備に合わせ民間活力の導入、園内の日本庭園を中心とした歴史的文化的な価値を高め、広場を活用し、さらなる公園の賑わいの創出・魅力向上に取り組んでいることから視察対象とした。

墨田区の面積は23区内で17番目で13.77km²あり、南北に長く荒川と隅田川に挟まれている。土地の起伏がほとんどなく、平坦な土地が多く占める地勢となっている。

人口は現在約28万人で、主な観光施設として両国国技館、江戸東京博物館、すみだ北斎美術館、東京スカイツリーがあり、また隅田川の花見や花火大会などでも多くの集客がある街である。

今回、視察した北十間川隅田公園観光回遊路整備事業の公園整備について、まず発端はスカイツリー建設の決定を受け北十間川を中心とした水辺活用によるまちづくりと観光推進を狙った【北十間川水辺活用構想】を墨田区が策定したところ所から始まる。

地元町会や商店街、観光協会など関係者との勉強会並びにフォーラム等を開催し、平成30年に墨田区が再整備（第1期再整備）に着手。約15,000m²の整備公園面積で芝生広場を約3,000m²、舗装広場を約1,100m²、花見丘を約2,700m²に、トイレを含めた施設となる。

第2期再整備に当たっては、当初Park-PFIによる再整備を検討して

いたが、サウンディング調査の結果、社会情勢や隅田公園の規模を考慮すると有効であると判明した指定管理者制度による施設管理と、設置管理許可による施設整備と運営を組み合わせた手法で民間活力を導入することとしている。

なお、委託事業の指定管理期間は、令和7年4月1日から令和12年3月31日までの5年間。事業者は東武鉄道(株)、東武緑地(株)、東武ビルマネジメント(株)等のJVによるグループに決まっており、植栽管理はもちろん、公共空間の利活用促進、浅草と東京スカイツリーを東西を軸に結ぶエリアの人の流れや新たな賑わいを広げていくことによる公園の価値向上を目指している。さらに園内に飲食店やコミュニティスペースを設置し、地域の活動拠点となるよう官民一体となって盛り上げていくことが期待されている。

年間を通して様々なイベント等に活用されているが、3月の「墨堤さくらまつり」や毎月、産業観光部で行っている「そよ風つながるフェス」、春と秋に多く行われるステージ設置を伴うイベントについては来園者が多い傾向にある。

公園の具体的な仕様については、公園を便利で幅広い利活用を考えたいうえで必要な電源、ワイヤレススピーカーやマイクセット、固定金物などが既存で設置されている。とはいえ中小規模のイベントであれば便利でありがたいのかもしれないが、大きなイベント時にはこの電源容量では足りないため、電源車の利用となるだろう。イベントにおける飲食の提供については申請者が個別で、保健所に必要な手続をとっている。キッチンカーの出店に係る抽選は、ホームページ等を確認した上で、自発的に申し込む方が多い。公園管理者は、キッチンカーの出店であれば営業許可があることの確認、イベントであれば口頭などで保健所への届等の確認を行っている。イベント開催での公園占用料は1日45円/㎡だが、営利行為を伴うものは時間ごとに単価が異なっており、最大91円/㎡となる。

イベントをする際の騒音の問題等の対処として、イベント実施前に、周辺町会や近隣住居の方へ、周知を徹底することや、近くの牛嶋神社とも調整を図った上で実施し、音の出る方向を住居側にしないなどの配慮もお願いしている。占用許可行為制限等の規制緩和については、区の後援がないイベントについては、公園内での販売等、営利行為を認めてこなかったが、当事業をきっかけに、令和2年4月1日から、日常の賑わい創出を目的として、隅田公園再整備区域に限り、墨田区立公園条例第13条で規定する行為の制限を緩和する決定をし、後援がなくても営利行為ができることとした。また、隅田公園利用ガイドには禁止行為だけでなく、何ができてどんな許可が必要かも明記されているが、市民が自発的にガイドを見て申請をしってくるケースは概ね、事前に一度、区へ問い合わせがあり、内容を確認した後、申請するパターンが多い。

なお、都内の公園ではスケートボードやBMXの利用は不可とされているので、それが可能な横須賀市は寛容であるなど感じ、アーバンスポーツが可能な公

園を所有し、他ではやらないことを取り入れる自治体として評価できる。とはいえ、集客と外貨を稼ぐこととなるとアーバンスポーツにはその点疑問に思うが、本市が今後、積極的に本気でイベント開催に注力するならば、現状の隅田公園と同様では勝ち目はない。本市も集客のある大規模イベント開催を狙うならば都心公園にはない公園のあり方、具体的には神奈川県騒音の防止に関する条例の規制基準である 60 デシベルを超えての音量や、観客の安全面に配慮したステージ整備と演者側が使いやすいようフラットな地面整備などを揃え、規制緩和がなされれば、本市が大規模イベント開催事業者に選ばれるであろう。それだけ公園規制が厳しく、野外イベント開催が可能な自治体が関東圏内にはないのが実態で、本市はチャンスである。

視察都市等及び視察項目：

【福井県】港湾の多機能化について

太平洋側に最も近い日本海側有数の天然の港湾で、関西・中京圏を背後に抱えた日本海側の玄関口として日本海の真ん中に位置する。古くから横浜、神戸、関門とともに対岸諸国と国内各地を結ぶ中継港として軍事、経済、文化交流の拠点として栄えてきた。

現在は北海道の苫小牧港との間に定期フェリー航路、RORO船航路を有しており、また、韓国（釜山）との間に定期コンテナ航路を有しているなど、流通港湾としての重要な役割を担っている。若狭湾に位置し東は越前海岸、西は敦賀半島に挟まれた湾の最奥部にある。敦賀港は国道8号に直結しており、滋賀まで約40分、名古屋約90分、岐阜約100分、大阪約120分で、舞鶴若狭自動車道・中部縦貫自動車道により、敦賀港と関西圏や中京圏が複数の輸送ルートで結ばれ、大規模災害時の代替性が確保されている。また、定期航路を有していることから平成28年の熊本地震では陸上自衛隊が敦賀港を経由し被災地入りするなど日本海側の広域防災拠点として、平成30年の北海道胆振東部地震では自衛隊や国土交通省TEC-FORCEが敦賀港を利用して被災地へ派遣救援や支援に利用され、被災地へ人員や物資の早期派遣を可能としている。さらにトヨタ自動車も南海トラフ巨大地震で太平洋側港湾が被災した場合の代替輸送ルートの確保策として敦賀港から輸送訓練も行った。

主な施設としてはエリア分けされた岸壁として公共岸壁が12岸壁、専用岸壁が4岸壁あり、荷役に必要なクレーンを2基設置している。なお大型船舶への対応およびバックアップ機能の強化として1基増設を検討している。それぞれの岸壁には北海道航路のフェリー、九州向けRORO船、神戸向けコンテナ船、韓国向けのコンテナ・RORO船の定期航路を持つ。年に数船ではあるが大型クル

ーズ船も入港し、多目的に利用されている。

総取扱貨物量は新潟港に次ぐ本州日本海側第2位の1,674万トンであり、主にフェリー貨物が全体の51%を占める。なお、敦賀港利用の企業向けにトライアル輸送にかかる経費の2分の1、上限20万円を内航利用拡大して事業補助制度を設けている。

様々な船の入港歴史地理的要素の結果、背後地がないため効率的な運用ではないので、現在敦賀港鞠山南地区では国・県の事業による岸壁の延伸及びふ頭用地の拡張事業を実施しており、完了後には敦賀港全体でヤードの再配置を行い、取扱い貨物の集約、効率化を図る予定である。ターミナル整備後、移転元である鞠山北地区の跡地活用はバルク貨物を集約させる予定であり、ふ頭用地もバルク貨物の置き場として使用予定である。

特に内貿RORO船の苫小牧便と博多便を鞠山南地区に集約し、トランシップの効率化及び利便性を高めることによりモーダルシフトの促進に寄与していく。次世代高規格ユニットロードターミナル(ULT)については、国が主体となって勉強会などを実施しており、今後は国が実施している検討会の動向を注視しながら、導入を検討していく予定である。また、ULTの一環として、鞠山南地区に海外では主流とされている自動係留装置を国が設置しており、現在、実証実験が行われている。

本市においても、新たなふ頭整備計画があるので、当視察を大変興味深く拝見した。規模や機能面については違いがあるけれども、今後の物流ネットワーク強化やトライアル事業においては参考になった。

また、現在本市から北九州市を繋ぐフェリー航路があるが、太平洋側から東北、北海道航路のフェリー航路の開設も期待をしたい。

視察都市等及び視察項目：

【瀬戸市】空き家等に対する取り組みについて

空き家対策の推進に関する特別措置法に基づき空き家対策計画の策定が必要となったため、定住・交流人口の増加や観光、産業振興など地域活性化の観点から空き家の有効活用方策を検討し、「瀬戸市空き家等対策計画～せとで住もまいプロジェクト～」を策定。令和3年度～令和9年度までの計画で、空き家増加の抑制、空き家バンク新規申し込み件数140件、補助制度、指導などによる老朽化した空き家の解体件数105件を目標としている。

基本理念として「住みたい街・誇れる街・新しいせと」を掲げ、3世代同居や近居の促進、中心地区への住み替え支援、空き家の活用と解体支援、作り手や若手作家、職人の活動支援を行う。

まずは街の賑わいの象徴として栄えた商店街が人口減少や少子高齢化、車社会により空洞化が進みその機能を失っていることから、昔の面影を残した作りでレンタルスペースや近隣の愛知工業大学の学生を主としたシェアハウスを視察したが、ここでは学生が瀬戸の街づくりに参加して空き家問題や地域社会が抱える課題を学んでいる場になっている。ここには中心市街地商店街空き家店舗対策事業費補助金が当てられている。

次に移住希望者・定住促進、子育て支援策などに関連する施策として、物件探しの段階でまずは賃貸物件に住んでもらい、気に入れば購入するというお試し賃貸物件や、借り手側が個々に不動産を当たって物件探しや相談を行うことは負担であることから、気軽に空き家を見られる空き家ツアーや空き家交流会を開催している。なお、宅建協会東尾張支部と協定を結び、空き家バンク登録物件の仲介に連携を図っている。

子育て支援では市外に1年以上居住し、40歳以下の単身世帯もしくは夫婦ともに40歳以下の世帯、中学生の子がいる世帯で建築後20年以上経過した中古住宅を購入、転入後1年以内の方を対象にそれぞれ10万円の補助を実施している。

空き家の解消に向けては、空き家を利活用する民間のビジネス参入を推進している。また、空き家情報取得のほとんどが近隣からの相談や通報によるため、自治会と連携をとり地域から空き家と思われる建物の情報をもらうほか、納税通知書の送付先が異なる物件を確認し空き家の情報を得ている。

空き家対策協議会も平成28年に設置しており（本市でも宅建協会より空家対策協議会立ち上げについての要望があがっている）、今までに4件の建物を特定空き家に認定している。そのうち略式代執行を2件、相続財産管理人制度活用が1件、所有者勧告中が1件ある。

なお、特に空き家コーディネーターは設けておらず、地域の反応も、移住者状況、どこからどのような理由で移住してきたかなどは把握していなかった。施策としては概ね本市との差異はないように思えるが、その土地の特徴や性質に違いがあるので本市もやるべきことは行い、民間との連携をより強固にすることが必要である。